

ファイトバック!



館長
雇止め

バックラッシュ裁判

No.9 2008年11月15日 発行

編集・発行:館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会
連絡先:530-0047 大阪市北区西天満2-3-16綱笠ビル1F
大野協同法律事務所内 Tel 06-6365-5215 Fax 06-6365-5550
■URL:<http://fightback.fem.jp> ■Email:fightback@hh.fem.jp
■郵便振替口座 00910-0-137307 ファイトバックの会

12月11日(木) 午後1時半 傍聴に来てください

大阪高等裁判所 74号法廷へ



2008年9月18日 弁護士解説付き交流会で



高裁裁判経過

★第1回控訴審
2008年2月26日(火)
大阪高等裁判所74号法廷
控訴人三井マリ子による口頭弁論
☆終了後大阪弁護士会館にて
弁護団一同
控訴理由書(全86p)配布

★第2回控訴審
2008年6月5日(木)
大阪高等裁判所74号法廷
脇田意見書提出、口頭弁論
控訴人による第1準備書面
控訴人による第2準備書面
☆終了後中央公会堂にて
第1部 弁護士解説付き交流会
弁護団一同、脇田滋さん
第2部 支援コンサート
「女たちは後戻りしない!」
出演 MASA、岩橋百合

★第3回控訴審
2008年9月18日(木)
大阪高等裁判所74号法廷
浅倉意見書提出
控訴人による第3準備書面
豊中市第3準備書面
すてっぷ財団第2準備書面
☆終了後大阪弁護士会館にて
弁護士解説付き交流会
弁護団一同(上の写真)

労働者の解雇とその必要性の立証責任は被告側に



松下プラズマディスプレイにおける偽装請負事件では、労働者側が大阪高裁で今年4月25日、逆転勝訴しました。そのときの原告の論理構成は、ここで紹介する非常勤職員問題研究で知られる龍谷大学の脇田滋教授の論理に類似したものです。ここ1、2年ほど「労働者への配慮が必要」という政治の流れも強まっており、それが裁判所にも最近、反映されているのではないかと、思います。

「館長雇止め・バックラッシュ裁判」に脇田教授が提出した意見書は、解雇の必要性の立証責任は、使用者である豊中市と財団にあるとし、原告敗訴の1審判決の「あべこべさ」を浮き彫りにしています。「脇田意見書」の概要は、以下のようなものです。

■期間を定めることができるのは合理的な理由のある場合のみ

まず、1審判決は「当事者の間に合意が存在しない限り、期間満了により雇用契約関係は終了する」として「契約更新合意の存在」を証明する責任を労働者に課しており、合理的な理由がなければ解雇ないし雇止めができないとする、解雇権濫用法理や、有期契約終了法理に反するものです。これらの法理は、旧労働基準法第18条の2（2003年）、現労働契約法第16条として立法化されています。

期間を定めることが認められるのは、ILOの勧告や、EU諸国の考えなども考慮すれば、（1）一時的・臨時的な業務の場合、（2）恒常的な業務だが、臨時的・季節的に増大する場合、（3）試用期間、（4）若者の特別な雇用創出政策に限られるとすべきであり、それを証明するのは使用者の義務です。

三井さんのケースのように、恒常的な業務であるのに、労働者との契約に期間を設定した使用者＝市は、その期間設定に合理的な理由がない限り、期間の定めがない契約を結んだとすべきです。1審判決は、解雇を制限する法理や法令の強行規定（契約内容がそれに反していれば、その契約内容が無効になり法令が優先される）などを考慮せず、契約更新の合意の存在の立証を労働者側に義務付けており、判例や法令の解釈を根本的に誤っています。

■裁判所は実質的な判断を！

使用者である市が取っていた「組織変更」などの多岐かつ巧妙な責任逃れの手に惑わされて、形式的に「解雇は仕方がない」と判断してはいけません。裁判所は、「実質的」に、市の取っている手が責任逃れでないことを市に証明させないといけません。

市＝使用者都合による解雇ですから、（1）常勤館長化の業務上の必要性、（2）解雇を回避する努力、（3）労働者（三井さん）への説明がなされたかを判断しなければなりません。そして、市は、（3）三井さんへの説明をほとんどしていません。このこと自体、市に三井さんを排除するための不法な意図があったことが推測できますが、そうでないことを証明するのは市の義務なのであり、その点を実質的に判断すべきです。

また、「神戸弘陵学園事件」から類推するに、三井さんのケースでの契約期間を定めた意味は、いわゆる試用

脇田 滋

京都龍谷大学法学部教授。専門は、労働法、社会保障法。長岡京市在住、保育所問題に取り組み、以後派遣労働者の悩み110番を開設し相談業務にあたる。労働基準オンブズマンにも参加。

期間に類似したものであり、三井さんが事業の発展に大きく貢献した以上、雇用を継続しない場合には、合理的で厳格な理由と、三井さんの納得を十分に得ることが必要でした。

■重い被告財団の義務

また、パートタイム労働者については、正規労働者の募集や配置をするにあたっては、優先して採用することが、ILO条約などでは求められています。パートタイム労働者を通常の労働者に転換する義務までは、新パートタイム労働法（2008年4月1日施行、ただし同様のパートタイム労働指針はすでに当時、存在した）の行政解釈は求めているわけではありませんが、正規労働者への転換の機会の付与は求めています。それは「一定の客観的なルールに沿って構成に運用される制度でなければならない」としています。

さらに、そもそも、財団は、男女共同参画を推進する財団であり、多くの女性が非正規雇用で就労している状況の改善を社会的に啓発する立場にありますから、パートタイム労働法やパートタイム労働指針について、後ろ向きの解釈は許されません。

したがって、財団は、三井さんに対して、常勤館長の募集や配置についての周知や機会の付与を公正に行うべきでしたが、この事件では、それがされていません。そして、1審判決では、こうした被告・財団の義務がまったく無視されています。

■筆者感想：非正規労働者への強力な「援軍」登場

民間でも公務でも、非正規労働者の問題がクローズアップされる中で、非正規労働者にとって、大きな援軍が本裁判で登場しました。裁判とは、残念ながら現実には誰にでもできるものではありません。とくに行政という大きな権力による被害者はぼろぼろにされた状態になりますから、そこから訴えるのは大変なことです。

その上、第1審判決のように、原告に違法であることの立証責任を負わせるような判断をされたらたまったものではありません。「脇田意見書」は、抜本的に、被告側に、雇止めが違法でないことを証明させよ、と迫っています。

ですから、私たちは、本裁判が、より多くの非正規労働者の待遇改善・そして貧困撲滅につながるような結果になってほしいと心から願っています。

さとうしゅういち

第3回口頭弁論 浅倉むつ子意見書

はじめに——本意見書のねらい

本件は、豊中市における男女共同参画社会の実現をめざす拠点施設「すてっぷ」の非常勤館長であった三井マリ子氏（控訴人）の男女平等へむけた積極的な取組姿勢が、男女共同参画へのバックラッシュ勢力である市議会議員や一部市民から名指しの批判を呼び、控訴人を館長に就任させている豊中市および財団（被控訴人ら）の責任が当該バックラッシュ勢力からしつこく追及されるに至ったことなどをきっかけとして、市および財団が控訴人をうとましく思うようになり、その結果、市および財団の職員らが、財団の組織変更を奇貨として、控訴人を排除するに至ったことが問題化した事案である。私は、労働法およびジェンダー法を専攻する者として、本意見書において、概要、以下のことを主張する。バックラッシュ勢力である市議会議員や一部市民から控訴人に対して行われた各種のいやがらせ、虚偽の噂の流布、暴力的な威圧的言動に対して、豊中市および財団は、控訴人を支援するための適切な対応策をほとんどとることなく、終始、控訴人を矢面に立たせてきた。しかしながら、適切な対応を怠ったこのような不作為そのものが本来的には市および財団の労働契約上の責任を問われてしかるべきものであったにもかかわらず、市および財団は、自らの責任を棚上げしたのみならず、かえって、毅然とバックラッシュ勢力に対抗してかかる困難な事態の中でも非常勤館長として誠実に職務を果たしてきた控訴人に対して、その存在をうとましく思うようになり、控訴人を排除しようと企図して、財団の組織変更の時期を意図的に早めて当該組織変更の中で浮上した常勤館長職に関する情報を控訴人に秘匿し、同人が常勤館長職を望んでいないという虚偽の情報を流しつつ密かに控訴人以外の候補者に就任要請を行い、候補者が決定して控訴人が常勤館長職に関する情報を知ったあかつきには、公平さを装うために常勤館長としての採用選考面接を控訴人にも受けさせて、すでに決まっていた控訴人以外の候補者を合格させて同人を排除したのである。以上のことは、控訴人の職業上の誇りや尊厳を傷つけるという人格権侵害以外のなにもものでもなく、豊中市および財団による共同不法行為であると同時に、労働契約における信義則上の付随義務として使用者が労働者に対して負っているところの「労働者が人格権を侵害されずに働くことができる職場環境保持義務」違反に該当する。したがって、これによって控訴人が被った著しい精神的苦痛について、市および財団は、不法行為および債務不履行に基づく損害賠償の責任を免れないものである。

（出典：浅倉むつ子早稲田大学大学院法務研究科教授「意見書」p. 3）

浅倉意見書を読んで 1

800 余人の方には是非読んで欲しい意見書

去る9月18日は傍聴席満席で、入れなかった方が廊下にあったことをあとで知りました。本当に皆さんお疲れさまでした。

私は、とりわけ、浅倉教授の意見書を読んだ感想を伝えたいと思います。

18日の弁護士さんからの話からも、とても明るいニュースとして聞いていましたが、実際に翌日読み返してみても、何と胸がすく思いにかられたことでしょう。

まずは全国にいる三井さんの支援を表明して下さる800余人の方々に是非是非読んで欲しいと思いました。

さて、浅倉教授が意見書のはじめにのところに約1ページにわたって「本意見書のねらい」（上記一編集部）として書かれていますが、この1ページを読むだけで、高裁でのたたかいに大きな希望が湧いてきます。

三井さんが「すてっぷ」での男女平等に向けた積極的かつ果敢な取り組みがバックラッシュ勢力によって、あの手、この手で、嫌がらせや、ウソの噂を流され、そのことに対して、三井さんが毅然と対応することに、豊中市や財団は、ことなかれ主義のみならず、三井さんをうとましく思い、三井さんを排除しようと企図した。

そして、財団の組織変更の時期を意図的に早め、その中で浮上した常勤館長職に関する情報を隠すだけでなく、三井さんが常勤館長を望んでいないというウソの情報を流しながら三井さん以外の候補に就任要請をしつづけ、三井さんが、その情報を知った時点では、さも、公平さを装う為に、採用の為に選考試験（面接）を実施し、結果、三井さんを不合格として、予め打診していたKさんを合格者として、三井さんを排除した。

これらのことは、三井さんへの職業上への誇りや尊厳を傷つけるというものであり、三井さんへの人格権の侵害以外の何者でもなく、豊中市、財団に対して共同の不法行為であり、職場環境保持義務違反に該当すると、浅倉教授はキッパリと主張している。

又、これによって、三井さんが被った著しい精神的苦痛について、市及び財団は不法行為及び債務不履行にもとづく損害賠償の責任は免れないと、言っておられます。その後、20 ページ余にわたって書かれたねらいをしっかりと根拠だてて、肉付けをされており、この浅倉教授の声が裁判長に届いて欲しいと強く思いました。本当に長い時間、待った甲斐がありましたね。私たちにも、より一層の力が入ります。

鈴木誠子

.....
浅倉意見書を読んで 2

バックラッシュ勢力を的確に分析

鈴木誠子さん大感激の浅倉むつ子意見書、今、読み終えたところです。久しぶりに胸がスカッととする、わかりやすくも、鋭い分析に思わずひきつけられて、一気に22ページ全文を読んでしまったところです。まさにペンの力・すごさそのもの。良質な学者の本領発揮最たるものと、感じいました。是非、皆さまがたも直接読んでいただき、感動を共有いたしましょう。とにかく一挙に点数を稼いだ？高裁裁判長にこの難解な裁判の本質を、十二分に説明できたのではないかと思います。

浅倉むつ子先生は、早稲田大学大学院法務研究科教授で、特に労働法、ジェンダー法がご専門であり、この裁判の一番の原因であるバックラッシュ勢力について、的確な把握をしておられます。触れるだけでも危険きわまりないバックラッシュ勢力。その発信源を、1998年に創立した日本会議が中心と明言されています。実は、そのバックラッシュ勢力発信源のひとつである某宗教団体が、私の近くにあり、(この程度書くだけでも恐怖を感じてしまいます。)、過日体験してきました。宇部市の男女共同参画推進条例を、改悪したのも彼らであり、バックラッシュ勢力発信源の道場・人たちを見た私としては、浅倉先生のこの勢力分析すべてに、同感するところです。

この意見書ではバックラッシュ勢力についての記述が、正味19ページのうち7ページ近くもあります。この勢力の正確な理解、認識無しでは、本件事案の本質はみえてこない。全くそうなのです。雇止め、その奥にある真の原因、バックラッシュ勢力を正視しなければ、本件は裁けないのです。男性たちにとっても怖いバックラッシュ勢力。それにたったひとりで狙われた、三井原

告の恐怖は如何ばかりであったか。浅倉先生が女性であるだけに、三井原告のこの著しい心身の苦痛を、誰よりもよく理解され、強調できたのではと、思いました。この勢力に対する正確な理解・認識の上に、雇い止めに至る過程で起きたさらなる問題点、「人格権侵害」、さらに「職場環境保持義務」という、耳慣れないが20年前(人格権侵害)、10年前(職場環境保持義務)からの、法的概念の観点から、本件を追求しておられます。

人格権侵害については、字の通りの意味であります。職場環境保持義務とは、平成9年頃より判例としてでてきた、労働者にとっては人間性重視の画期的概念であるようです。

使用者は、労働者を雇用するに当たり、その働く場を、物的にも精神的にも良好な状態で就業できるように、職場環境を保持する義務を負っているということです。

もし、働く環境が悪ければ、労働契約上の債務不履行責任を問われることとなります。三井原告の豊中市での職場環境がどうであったか。いうまでもなく、職場環境配慮義務違反で、債務不履行責任を完全に問われると考えられるわけです。

9月18日の第3回控訴審において、裁判長はこの浅倉意見書をすでに読んでおられた、そんな感じがしたと、弁護士の先生が言われていましたが、これを読む、読まないとは、この館長雇い止めバックラッシュ裁判を理解するに当たり、天と地ほどの違いがでてくるのではないかと。そういう意味でも、このたび浅倉むつ子先生に意見書を出していただきましたことは、力強い追い風となって、判決へ多大な影響を与えるのではないかと、思われてなりません。先生に心からのお礼を申し上げますと共に、私たちもさらに支援の輪を広げ、元気に活動してゆきたいものです。

勝又みづえ

浅倉意見書を読んで 3
人権侵害にたいして保証金は当然

本当にすばらしい理路整然とした意見書でした。

物事の核心を突いているとはこういうことを言うのだと思いました。北川議員のやくざ的な脅しを、この意見書で初めて知りました。

三井さんは さぞかし恐ろしかったと思います。役人は特に脅しに弱く事なかれ主義に傾き、三井さんの首を切った事情がよくわかりました。市長の正義に対する弱腰が、重大な過ちを犯したのです。人権侵害に対して保証金を支払うのは当然です。

谷岡文香

*浅倉むつ子さんの意見書の印刷版ができました。

お読みにになりたい方はファイトバックの会まで申し込みください。100冊限定です。お申込はお早めに！
1冊 送料共でカンパ300円

同封の振込用紙で、浅倉意見書（ ）冊希望と書いて申込をよろしくお願いします。

FAX 06-6365-5550

Email : fightback@hh.fem.jp

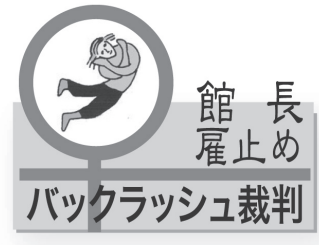
浅倉むつ子

東京都立大学法学部教授、ヴァージニア大学ロースクール客員研究員を経て現在、早稲田大学大学院法務研究科教授。「労働法における均等待遇原則」、「労働法のジェンダー分析」が専門。

1991年山川菊栄賞受賞

応援メッセージ

9月18日傍聴出欠はがきより抜粋しました



O.k. (大津市)

猛暑、集中豪雨は避けられないけれど、人間社会で起こったことは私たちの手で変えることができる。希望を胸に共にがんばります。

Y.N. (沖縄県)

女性と非正規職員の人権を蹂躪することを許さない。後世に恥じない裁判をしてください。女性たちは勝つまであきらめないぞ～～

S.H. (千葉県八千代市)

In our thoughts with Made K.

A.K. (東京都調布市)

マリ子さん、並々ならない努力と気力が実り、勝利に導かれることを心より願っています。浅倉むつ子さんの意見鑑定書という力強い支援もこの目で見たいのですが……。どうぞ身体にはくれぐれも気をつけてね。

K.Y. (川西市)

この裁判には勝たないと労働力が卑しめられ軽んじられる傾向に歯止めがかからない。がんばろ～～～ 三井さん大好き！

S.T. (大阪市)

しなやかに したたかにがんばりたいものです。勝利まであきらめません！！

F.K. (芦屋市)

弁護団の皆さま、浅倉先生はじめ学識者の方々、スタッフの皆様方のご努力に感謝です。せめて傍聴には参加させていただきます。(以下余分ながら) 桂さんをめぐる会の膨大なエネルギーの消費に心を痛めています。最員のひき倒しのようなのが、それで納まらなくなつて……。必要な過程だったのかも知れませんが。

雨降って地固まることを願っています。

Y.S. (京都市)

地方自治体のやりたい放題のことに立ち向かっていく三井さんを全国の女性たちが応援していかなくては……。という思いです。

U.K. (徳島県阿南市)

裁判官一人一人が三井さんの主張、浅倉教授の鑑定書を虚心に聞き、正しい判断をすることを切に願っています。傍聴に参加できませんが、心から応援し勝利を念じ続けています。

K.J. (西宮市)

21世紀は多くの女性が社会のすみずみにまで進出し、中心的な役割を担っていくことが期待されています。そのためにも女性が生きやすい社会の構築のためにも、この裁判は負けられません。

A.Y. (川西市)

豊中に大きな功績を残された三井さん、絶対勝ちます。勝たなければおかしい。弁護団の反論と浅倉さんの鑑定を楽しみにしています。応援しています。

M.k. (高知県須崎市)

浅倉むつ子先生の鑑定書つきなら鬼に金棒です。大船に乗ったつもりで頑張ってくださいネ。

Y.Y. (大阪市)

なかなか会社を休んで参加できませんが、頑張ってください。有期雇用が増加しているなか、貴重な裁判で

す。派遣には派遣法、パートにはパート法、有期の直接雇用だけ法律がありません。法律を作らせるくらいに頑張ってください。

I.H. (神奈川県)

県立かながわ女性センターも、そのあり方検討会で、不安定低賃金、委託期間後の雇用が不透明な指定管理の話が委員から出されています。女性の経済的自立を目指す施設なのに。この問題を検討会や座長あてに表明し、ひとりでも多くの雇用や女性センターの運営の問題を憂いている人々へ伝え、傍聴やHPにアップされる会議記録を通し注視していく必要あり！

S.Y. (箕面市)

バックラッシュ許すまじ！私の戦後のたたかいをこの裁判に託します。

K.S. (京都市)

京都テルサも女性センターでなく、すっかりハローワークかと思ましがう場になりました。どんどん社会が変化してゆく中で、本音と建前がクリアになる裁判だと思っています。

H.K. (島本町)

残念ながら9月議会開催中で、傍聴できませんが、みなさんの健闘を期待しています。自治体の女性施策も後退していると感じています。裁判を通してバックラッシュ攻撃をはねかえしてください。応援しています。

S.R. (高槻市)

浅倉先生の鑑定書楽しみですね。脇田、浅倉というすばらしい先生方に助けられ、素晴らしい裁判が展開できますね。どうやって正しいことを多数派にし、勝訴できるか。みんなで考えましょう。

T.S. (東京都)

三井さん、支援者の皆さん、どうぞ各々のこころとからだを大切に裁判を闘い続けてくださいね。祈ってます。

O.H. (徳島市)

行けませんが、三井さんの勝訴を徳島から祈ってます。日本の女性のためにがんばってくれた三井さんを絶対に負かされるわけにはいきません！！

F.I. (山口県萩市)

三井さんの背中では決して孤独ではありません。多くの女性(男性)の想いが詰まっていると信じています！！心よりエールを送っています。

I.M. (徳島県吉野川市)

きびしい社会情勢の中たいへんなご苦労と存じますが、1日も早く勝利できますようお祈り申し上げます。出席できませぬごめんなさい。

N.E. (長野県東御市)

東御市もバックラッシュがありますが、私もがんばってぶつかっています。三井さん、支援の皆さん、大変

ですが、応援していますのでしっかりお願いします。

Y.Y. (静岡県沼津市)

何が何でも三井マリ子さんを応援し続けます。お身体お大切になさってくださいね。

S.T. (東京都)

女性差別撤廃が叫ばれている今日、三井さんには勝ってほしいです。東京の空から大勝利を祈っています。頑張ってください！！

I.S. (富山県高岡市)

身体にくれぐれも気をつけてください。勝つことを信じています。

H.Y. (長崎県諫早市)

三井マリ子さん、本当の勝利を信じて笑みをたやさずがんばっているあなたが世の中を変えていくでしょう！！

I.J. (長野県飯田市)

裁判は筆で闘う戦ではないのかと思います。お身体をご自愛ください。

F.F. (東京都)

いつもメールで事の成り行きを見守っております。裁判での成果を心から願っております。三井さん、頑張ってください！！

O.K. (島根県松江市)

遠くて行けませんが、頑張ってください。くれぐれもお身体には気をつけられて！

H.Y. (富山県氷見市)

なかなか大阪まで行けませんがいつも応援しています。

K.S. (東京都)

ひるまずいつもたたかう姿がいつも美しいなあと思っています。がんばってください。

K.C. (岸和田市)

ひとりの人間が公の組織を相手に訴えたこと(わけ)の理由(わけ)を、司法の場できちんと判断してもらえることを信じています。

T.F. (大阪市)

男性支配のバックラッシュに負けるな！人類はいつまでも不幸だ。

T.I. (函館市)

北国のみんなも

いつも

応援してます

S.M. (富山県高岡市)

大阪高裁の控訴審で是非、豊中市の非を暴いてください。健闘を祈ります。

S.J. (東京都立川市)

傍聴に行くことができず心苦しく思っていますが、心より声援を送ります。長期に渡る裁判の疲れと費用を考えると二の足を踏むことに果敢に挑戦している三井マリ子さんを心より尊敬いたします。

実りの秋に ありがとう！「働く女性の裁判基金」

三井マリ子（原告、すてっぷ初代館長）

吉報を2つお知らせします。

「働く女性の裁判基金」を授与されました。そして、浅倉むつ子早稲田大学大学院教授が、感動的な「意見書鑑定書」を高裁に提出してくださいました。実りの秋にふさわしい物心両面の贈り物です。

「働く女性の裁判基金」は、住友電工裁判の和解金で新設されました。女性差別賃金の差額を求める訴訟は、2004年、大阪高裁で勝利的和解が成立。「会社は原告に1人500万円を支払い、原告を昇進させること」という画期的内容でした。原告の西村かつみさんと白藤栄子さんの不屈の闘志、そして、ワーキング・ウィメンズ・ネットワークWWNの支援運動の賜物でした。

私が提訴した時、「働く女性の裁判基金」から初の資金を授与され、今回は2度目です。この浄財は、女性の権利獲得に命をかける当裁判の弁護団への着手金と、控訴審への納付費用に使わせていただきました。

ふりかえってみますと、2004年春、すてっぷ館長の座を追われた私は、住友電工裁判を勝利に導いた宮地光子弁護士の事務所の呼び鈴を押ししました。その後、私は、弁護団に支えられながら調査を開始します。そこで、館長の知っておくべき重要な情報を徹底して隠され、「三井は辞める」との嘘を流され、豊中市から派遣された私の部下である事務局長に「(次期館長は)第一義的には三井さんです」と騙され、その揚句に豊中市から排除された、ということがわかってきます。そして2004年末、提訴したのです。

残念ながら1審は敗訴でしたが、ただ今、逆転勝訴に向けて控訴中です。私が勝訴した暁には、次に闘う女性が使えるよう「働く女性の裁判基金」にカンパできます。住友裁判の闘いの炎を、バックラッシュと非常勤雇用裁判の闘いへとリレーし、また次の女性に手渡す。こう思うと、辛いこともありますが、闘志が湧いてきます。

浅倉教授の意見書を読んで心が震えました。バックラッシュ勢力のいやがらせや暴力的言動に対して豊中市らは、三井を支援する対応策をほとんどとることなくむしろ矢面に立たせてきた……それは「労働契約上の責任を問われてしかるべきもの」というのです。ところが豊中市は自らの責任を棚上げにし、誠実に職務を果たしてきた私をうとましく思うようになり、排除を企図した……そしてさらに「公平さを装うために常勤館長採用選考面接を三井にも受けさせて、すでに決まっていた候補者を合格させて同人を排除した」と結論づけています。

最後になりましたが、皆さんからのカンパも本当にありがとうございます。「働く女性の裁判基金」と浅倉教授の意見書そして皆さんの支援を糧に、控訴審の終盤に向けてがんばります。働く女性が差別されずに生きられる、そんな社会をめざして。



<お詫び文>

すてっぷ前館長・桂容子証人の証言をめぐるのニューズレター4号(2007年月3日発行)の記事(4、5ページ目)に、桂さんの心情を傷つける不適切な表現がありました。桂さんに心からお詫びいたします。ニューズレター4号印刷版については、残部は廃棄処分といたします。ファイトバックの会のみなさまには4号を廃棄していただきますようよろしくお願いいたします。対応が大変遅くなり、桂さんには大変なご迷惑をおかけしてしまい、申し訳ございませんでした。

また、当会ホームページに掲載されていた4号、その該当記事が掲載されていたブログも削除いたしました。なお当時のブログ管理人の判断によりブログ全部が2008年8月から閉鎖されましたが、現在、改善版に向けて工事中となっておりますことをあわせて報告いたします。

互いの人権を守るという基本を改めて確認するとともに、今後はこのようなことのないよう、掲載内容について充分注意いたします。

2008年11月 ファイトバックの会代表 上田美江

メーリングリストからメールニュースへ

館長雇止め・バックラッシュ裁判へのご支援をいつもありがとうございます。さてメーリングリスト会員のみなさまに向けて申し上げます。

館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会(略称:ファイトバックの会)のメーリングリストは

- 1 いち早く、三井裁判ニュースを伝えること。
- 2 三井裁判を支えるために、知恵を出しあう意見交流の場。
- 3 「この訴訟は21世紀の奴隷(女性)解放運動」という三井さんの考えを共につくり、分かち合い、その積み重ねが、わたしたちの財産になる場。

という3つの目的を掲げて交流を行ってきました。これまで、裁判傍聴報告をはじめ様々ご意見や情報をいただいた方々には感謝にたえません。心よりお礼申し上げます。

2008年6月からこれまでのことを振り返りますと、メーリングリストが裁判支援のためのベストな方法だと言い難いとの判断に至り、このたび閉じることを決定いたしました。

それに伴って、三井裁判ニュースや関連情報を皆さんにお伝え出来るよう体勢を整えます。メールニュースはメーリングリストとは違い双方向ではないためメーリングリストの目的全てに代わるものとはいえませんが、少なくとも1に代わるものといえます。

12月11日の裁判傍聴、控訴審の判決までの残りの道程に皆さんと共に裁判支援に力を注ぎたいと考えております。

メーリングリストからメールニュースの移行に伴いまして、メーリングリストに参加下さっておられる方には11月中旬以降に「ファイトバックの会メールニュース」第1号を送らせて戴きたいと考えております。

皆さんからの投稿メールは、fightback@hh.fem.jp宛にお願いいたします。

ファイトバックの会代表 上田美江

ホームページもリニューアル

<http://fightback.fem.jp/>

館長雇止め
バックラッシュ裁判



ファイトバックの会の会員竹内千恵子さんのイラストを元にホームページのトップ画面をつくりました。

編集後記

このたび「ファイトバック！」(ニューズレター)の編集長となりました木村民子です。みなさまの思いを紙面に反映し、私たちは三井裁判勝利の一点でさらに強い絆で結びあいたいと願っています。新編集人たちも新たな気持ちで頑張ります。ファイトバック！